

令和2年度函館市介護保険施設等指導方針

1 基本方針

令和2年度の介護保険施設等指導監査は、函館市介護保険サービス事業者等指導要綱、函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱および函館市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）によるもののほか、新型コロナウイルスの感染防止に十分に配慮しながら、本方針に定める重点指導項目に基づき指導を行う。

2 新型コロナウイルス感染防止のための留意事項

- (1) 施設・事業所に出入りする際には、必ず、マスクを着用するとともに、玄関等に消毒液が設置されている場合には、出入りの都度、必ず、手指を消毒する。
- (2) 実地指導等の実施前に、各種申請書・届出書により、対象施設・事業所の平面図や写真を確認し、実地指導当日には、施設・事業所内を巡回しての設備基準の確認を行わない。
- (3) 実地指導等の実施前に、自己点検表等の書類について事業者に提出を依頼し、事前に点検してあらかじめ指導内容等を整理することにより、現地での時間短縮を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染者の発生や拡大を防止する観点から、入所者・入居者・利用者に対する聴き取りは行わない。
- (5) 当日は、極力、玄関近くにある会議室等で実施し、それ以外の場所には立ち入らない。
- (6) 実地指導等の実施中には、一定時間毎に、会議室等を換気する。
- (7) 3密を避け、接触者数や接触頻度を少なくするために、書類の確認に際しては、事業者側の説明者数を最小限にとどめるよう要請する。
- (8) 実地指導等での確認事項は、原則として、厚生労働省の「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」による「標準確認項目」および「標準確認文書」に基づいて実施する。
- (9) 実地指導等の実施日程を調整する際に、上記の内容を伝え、理解を得る。
- (10) 施設・事業所や地域において、新型コロナウイルス感染症の発症が確認された場合は、実地指導等の実施について、改めて、延期や中止等を検討する。

3 重点指導項目

(1) 集団指導

ア 基本事項

- ・サービスの提供に係る法令等の内容について周知し、法令遵守の徹底を図る。

- ・過去の指導事例等について説明し、事業運営の適正化を図る。

イ 事故の防止および報告内容について

- ・誤薬事故を中心に、引き続き各種事故の発生傾向と、その防止対策について、過去の事例を参考に指導を行う。

ウ 高齢者虐待の防止および身体拘束の禁止

- ・高齢者虐待の防止や身体拘束禁止の制度について周知するとともに、虐待発生の背景・要因を説明し、虐待の未然防止への理解の促進を図る。

エ 職員の労働条件の確保・改善

- ・事業者の労働法規の遵守、職員の労働条件も確保・改善の重要性を周知し、その適正化を図る。

(2) 実地指導

ア 人員に関する基準および勤務体制の確保

- ・事業所に配置されている従業者が、条例・規則・要綱で定められる基準数を満たしているか確認し、その適正化を図る。(従業者の勤務状況を示す書類が整備されているか。兼務している場合は、それぞれの業務に従事した時間が明確になっているか。)

- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む）については、実地検査と並行して、そこに併設等をしている介護保険サービス事業所との職員の兼務状況を重点的に確認する。

イ 介護報酬の算定および取扱い

- ・基本報酬および各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、各種加算、減算における算定要件に基づいて、運営および請求が適切に行われているか確認し、その適正化を図る。

- ・介護職員（特定）処遇改善加算の算定要件である賃金の改善など、従業者の処遇向上に係る取組を行っているか確認し、その適正化を図る。

ウ 非常災害対策

- ・消防法等の法令等の遵守および火災・地震や地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害、特に平成30年北海道胆振東部地震による大規模なブラックアウトの発生などに備えた非常用電源・光源用等の電池の確保等をはじめとした非常災害対策の強化、取組について引き続き指導し、その適正化を図る。

エ サービス内容、手続の説明および同意の確保

- ・居宅サービスについて、個別サービス計画は利用者の状況および希望を踏まえた具体的なサービス内容等を記載したものとなっているか、ケアプランの内容に沿ったものとなっているか、また、計画内容については、利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得ているか確認し、その適正化を図る。

- ・施設サービスについて，施設サービス計画の原案の内容を入所者またはその家族に対して説明し，文書により入所者の同意を得ているか確認し，その適正化を図る。

オ 感染症および食中毒対策

- ・令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症や，インフルエンザなどの感染症および食中毒に対する介護保険施設内の感染対策委員会の設置および運営，職員研修の実施など，感染症等の防止および施設内で発生した場合の対応等について確認し，その適正化を図る。